

別紙 4 (この様式は令第167条の2第1項第3号の物品の購入に該当する場合。※第4号の新商品の買入れ、借り入れについても当該様式を準用するものとする。)

**(事前公表)**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年12月16日

**1 契約の名称及び数量**

(1) 名称印刷物「ならりトルベビーハンドブック」の編集、印刷に関する業務

(2) 数量500部

※ 詳細は別添※仕様書のとおり

※ 閲覧にて仕様書等を示す場合は、その旨を記載してください。

**2 契約の相手方の選定基準**

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げる施設を営む者  
障害者支援施設

**3 契約の相手方の決定方法**

① 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

② 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

③ 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

④ ③によっても決定しない場合には、不調とします。

**4 見積書の提出先及び提出期限**

(1) 提出先奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課

(2) 提出期限令和4年12月26日(月) 17時15分

(3) その他

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

**5 契約事務を担当する所属**

奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課母子保健・人材確保対策係

住所:奈良市登大路町30番地県庁3階健康推進課執務室

電話:0742-27-8661(ダイヤルイン)

FAX:0742-27-5510

**6 契約の解除等について**

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 「ならりトルベビーハンドブック」作成業務仕様書

### 1. 事業目的

低出生体重で生まれた児の保護者や家族は、児の成長・発育に大きな不安を感じる事が多く、通常の母子健康手帳の発育曲線や発達の目安では、修正月齢を用いても児の成長を確認することが難しい。

保護者や家族の不安に寄り添い、育児不安や育児鬱の予防や軽減を図るため、低出生体重児用の成長記録の媒体として、母子健康手帳の補完的冊子を作成する。

### 2. 納入内容

「ならりトルベビーハンドブック」のレイアウト・印刷・正本

#### (1) 作成業務

「ならりトルベビーハンドブック」作成に際し県から提供する文字原稿をベースに、全体の編集、校正、印刷・製本までのすべての業務を実施する。

#### (ア) 編集

興味をひくようなレイアウトや色使いになるよう編集を行い、ユニバーサルカラーデザインに配慮し、わかりやすく見やすいものとする。

#### (イ) 校正

印刷・製本までに2回以上の校正を実施し、発注者に対して確認を求めること。

#### (ウ) 印刷・製本

版ずれ等のないよう印刷し乱丁・落丁等のないよう製本を行うこと。

#### (エ) 冊子仕様

- ・規格：A6サイズ
- ・紙質：表紙 上質110kg  
本文 上質55kg
- ・印刷：各84頁(表紙本文込み)
- ・製本：中とじ製本
- ・版色：カラー4/4

#### (オ) 部数

500部

(2) 成果物の納品

(ア) 成果物

① 「ならりトルベビーハンドブック」 500部

② ①の電子データ一式

・・・DVD 2部 (①の電子データは素材データを含め発注者が加工可能なデータ形式及びPDF形式にて提出すること)

(イ) 納品場所

奈良県庁主棟3階 健康推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30

(ウ) 納入期日

・「ならりトルベビーハンドブック」：令和5年2月15日(水)

・電子データ一式：令和5年2月15日(水)

(エ) 納品確認

納品時に、納品確認を得ること。

(3) 権利の譲渡

本事業により作成される成果物の著作権の取扱は次の各号に定めるところによる。

ア. 成果物に係る全ての著作権を発注者に無償で譲渡すること。(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)

イ. 著作者人格権は行使しないこと。

3. ホームページ等での公開

本事業の成果物は、原則として県庁内ホームページ等へ掲載し、職員へ公表する。

4. その他

(1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、すべて受託者の負担とする。

(2) 別紙1「公契約条例に関する遵守事項」に記載している事項を遵守すること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

(4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。